

1. 検討委員会の設置の目的

人口減少や高齢化の加速など都市を取り巻く社会情勢の変化及び、都市計画法の趣旨に的確に対応しつつ、都市計画区域マスタープランの見直しの考え方や今後の都市政策のあり方などについて、専門的な見地から幅広く検討を行うことを目的として、都市計画区域マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 検討委員会の構成及び内容

委員の構成は、学識経験のある者及び関係行政機関等の職員（県下12都市計画区域の市町の代表、県関係部局）により構成する。

委員会では、都市計画区域マスタープランの策定方針、各都市計画区域の現状や課題などを整理し、現行の都市計画区域マスタープランの策定を行う。

3. 策定スケジュール

